

令和2年度 一般財団法人宮城県社会保険協会事業計画

〔基本方針〕

社会保障制度の中核であります社会保険制度は、国民生活のセーフティネットとして欠かすことのできない制度として定着しておりますが、少子高齢社会の急速な進展と、人口減少社会を迎える中で、取り巻く環境は厳しいものとなっております。

この制度を将来にわたって持続可能で安心できるものとするため、平成30年6月閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針2018）」では、2019～2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、新たな「経済財政再生計画改革工程表2018」を策定し、2020年度に社会保障改革を中心とした進捗状況を検証し、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を関係審議会等においてとりまとめ、早期に改革の具体化を進められることとされています。

当協会といたしましては、社会保険制度が健全かつ安定的に運営されるよう、会員事業主、被保険者及びその家族、年金受給者の皆様に対し、各制度の周知を図るための広報事業をはじめ、健康と福利の増進を図る事業を積極的に行うものであります。

〔実施事項〕

当協会として次の各項の事業を推進する。

1. 広報の推進

社会保険各法の周知及び事業の円滑な運営に資するため、日本年金機構各年金事務所及び全国健康保険協会宮城支部等との協力・連携を図り、関係諸情報の提供及び各種実施事業の周知を図るため広報を積極的に行う。

その主な媒体として、機関誌「社会保険みやぎ」を隔月で年6回の編集・発行及び「ホームページ」を活用する。

2. 講習会等の開催

(1) 新任担当者事務講習会

事業所の新任事務担当者等を対象に、社会保険制度の仕組みや事務手続き等についての講習会（令和2年7月 4地区5会場）

(2) 年金シニアライフセミナー

事業所の退職予定者等を対象に、定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナー（令和2年10月 4地区5会場）

3. 健康づくり事業として、次の事項を実施する。
 - (1) 保健師・管理栄養士等による講習会や実技指導及び健康相談の実施
 - (2) 健康づくりDVDの貸出し
 - (3) その他健康づくりに有効・有用な事業の実施及び健康づくりの推進に関する調査、研究

4. 健康増進事業として次の事項を実施する。
 - (1) 春・秋ハイキング（令和2年6月・10月）
 - (2) 第16回ハゼ釣り大会（令和2年10月）
 - (3) 第31回社会保険ファミリースキースクール（令和3年2月）
 - (4) 指定保養所利用の被保険者及び被扶養者への宿泊助成

5. 福利厚生事業の推進
 - (1) 全社連と連携した宿泊施設等の優待事業の推進
 - (2) その他福利厚生事業の推進

6. その他実施事項
 - (1) 社会保険各法またはその改正説明会等の開催支援
 - (2) 社会保険委員(年金委員・健康保険委員)会との連絡調整
 - (3) 「街角の年金相談センター仙台」及び各年金事務所「年金相談コーナー」の広報支援
 - (4) 会員事業所への参考図書を送付
 - (5) 優良図書、出版物等の斡旋配付
 - (6) 社会保険協会長表彰の実施

7. 社会保険事業推進に関する調査、研究
各般の調査、研究を行い基本方針の実行に資する。